

医療機関の皆様へのお知らせ

令和3年2月22日

①自立支援医療（精神通院）について、令和3年3月1日以降の対応に関する通知を同封しますのでご確認ください。

（令和3年1月15日付け事務連絡 厚生労働省精神・障害保健課通知）

なお、沖縄県については、令和3年1月以降に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言（以下、「国の緊急事態宣言」という）の対象地域に指定されておられませんので、**令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する受給者を対象とした自動更新は終了し、通常の手続が必要**となります。

今後、国の緊急事態宣言の対象地域に指定された際には、その取扱いについて別途お知らせします。

②精神障害者保健福祉手帳について、令和3年3月1日以降の対応に関する通知を同封しますので、ご確認ください。

（令和3年1月15日付け事務連絡 厚生労働省精神・障害保健課通知）

なお、沖縄県については、令和3年1月以降に国の緊急事態宣言の対象地域に指定されておられませんので、**令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する方を対象とした臨時的更新（診断書の添付を1年間猶予する）は終了し、通常の手続が必要**となります。

今後、国の緊急事態宣言の対象地域に指定された際には、その取扱いについて別途お知らせします。

事務連絡
令和3年1月15日

都道府県
各指定都市 自立支援医療担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて

日頃より、自立支援医療の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

自立支援医療費の支給認定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を可能な限り回避するため、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに受給者証の有効期間が満了する受給者を対象に、その有効期間を1年間延長する措置を実施する一方で、令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者については、公費負担医療の適正な給付を確保する必要があること等を踏まえ、通常の手続により行うこととしたところです。

今般、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、支給認定の取扱いについては、下記のとおりとしますので、対象となる受給者や指定自立支援医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に本事務連絡を周知していただくようお願いします。

記

1. 緊急事態宣言の対象となった地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、受給者

が医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができない場合においては、当該申請が行われるまでの間は現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

2. その他の地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、申請のために圏域を跨いで上記1の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記1を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

保 地 第 2747 号
令 和 3 年 2 月 22 日

各市町村自立支援医療（精神通院）担当課長 殿

沖 縄 県 保 健 医 療 部
地 域 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給 認定の取扱いについて

令和3年1月15日付け事務連絡で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課から事務連絡がありましたが、その手続については下記のとおりとしますので、ご対応お願いいたします。

記

1. 沖縄県における令和3年3月1日以降の更新手続について

自動更新対象者（令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する受給者）の令和3年3月1日以降の更新手続については、通常の手続により行いますので、各市町村への申請が必要になります。

なお、沖縄県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に第1項に基づく緊急事態宣言（以下、「国の緊急事態宣言」という。）の対象地域に指定された場合の取扱いについては、指定後に別途通知いたします。

2. 国の緊急事態宣言対象地域に医療機関が存在する場合の更新手続について 通常の更新手続以外に、以下のとおりコロナ特別対応を認める。

【コロナ特別対応】

①令和3年3月以降の国の緊急事態宣言期間の属する月の月末切れの方で、現受給者証が【2年目】の方を対象とする→現受給者証が【1年目】の方は対象外（診断書がいらないため）。例：国の緊急事態宣言期間が 令和3年2月7日～令和3年3月7日であれば令和3年3月末切の方が対象。

②現有効期間内に申請が必要（診断書は添付しなくてよいがそれ以外の申請書類は提出が必要。郵送で対応可）。有効期間を過ぎた場合は、コロナ特別対応は適用されない（通常の期限切れ新規として、診断書を添付して申請必要）。

③②の申請を受けた場合は、申請書右上の余白に「コロナ特別対応(診断書なし)」と記載し、進達を行う。この場合、総合精神保健福祉センターにおいて有効期間が6ヶ

月の受給者証を発行する。

④有効期間6ヶ月が経過するまでに診断書の提出（申請書と診断書を提出。申請書右上に「コロナ特別対応(診断書提出)」と記載）を市町村に行う。総合精神保健福祉センターにおける判定会において承認された場合は、有効期間を6ヶ月延長し、通常の更新手続と同様の有効期間が1年間の受給者証を発行する。不承認となった場合は、有効期間の延長は行わない（当初の6ヶ月については取消は行わない）。

⑤有効期間6ヶ月が経過するまでに診断書の提出がなければ、受給者証は期限切れとなる。

沖縄県保健医療部地域保健課

精神保健班 宮里

TEL：098-866-2215

E-mail：miyazas@pref.okinawa.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 15 日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続の取扱いについて

日頃より、精神障害者保健福祉手帳制度の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り、令和 2 年 4 月 24 日付けの事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関を受診することを避けるため、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から 1 年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるとしているところです。

今般、令和 3 年 1 月 7 日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、緊急事態宣言の対象地域については、更新手続の取扱いを別紙のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センター等に周知いただくようお願いいたします。

また、手帳の更新申請に当たっては、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であることから、引き続き対応方よろしく申し上げます。

担当者
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係
高橋
TEL 03-5253-1111(内線 3110・3064)

(別紙)

1. 対象地域

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が出されている地域

2. 適用対象者

(1). 令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に手帳の有効期限を迎える者で既に令和 2 年 4 月 24 日付けの事務連絡の内容（医師の診断書の提出猶予）が適用されている者

(2). 令和 3 年 3 月 1 日以降に手帳の有効期限を迎える者

3. 適用内容

緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、申請者が医療機関を受診できず、通常の手続きを円滑に行えない場合は、医師の診断書の提出を猶予したうえで、更新を可能とする。

4. その他

マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合、又は、年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおり実施要領に基づく手続きを行うこと。

※なお、緊急事態宣言の対象地域となっていない地域においては、通常の更新申請手続きを行うこととなります。

保 地 第 2749 号
令 和 3 年 2 月 22 日

各市町村精神障害者保健福祉手帳担当課長 殿

沖 縄 県 保 健 医 療 部
地 域 保 健 課 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手 続の取扱いについて

令和3年1月15日付け事務連絡で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課から事務連絡がありましたが、その手続については下記のとおりとしますので、ご対応お願いいたします。

記

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言（以下、「国の緊急事態宣言」という。）対象地域以外に医療機関が存在する場合の令和3年3月1日以降の更新手続について

令和3年3月1日以降の更新手続については、通常の手続により行いますので、有効期限から1年間診断書の提出を猶予する臨時的な取扱いは終了します。そのため、臨時更新（診断書添付無し）による「遡及申請」は受付できなくなります。遡及を希望する場合は、診断書を添付の上、「遡及希望」で申請受付して下さい。

2. 国の緊急事態宣言対象地域に医療機関が存在する場合の更新手続について

（1）以下の全てを満たす者は、診断書提出猶予期間を6ヶ月延長します。

①令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者

②既にコロナ臨時更新を行っている者

③令和3年3月以降の国の緊急事態宣言の属する月の月末切れとなる者（例：緊急事態宣言期間が令和3年2月7日～令和3年3月7日であれば令和3年3月末切の方が対象。）

（2）令和3年3月1日以降に手帳の有効期限を迎える者かつ国の緊急事態宣言の属する月の月末切れとなる者で、更新時に診断書を提出する必要がある場合は、申請書の提出をもって手帳を更新する。（ただし、有効期間内の申請に限る。）

申請書右上に「コロナ特別対応（診断書無し）」と記入し進達を行う。更新前の手帳

の有効期限から6ヶ月間診断書の提出を猶予する。この場合、6ヶ月を超えて診断書の提出がなければ手帳自体が無効となる。

※有効期間が過ぎている場合は、上記臨時更新ではなく、診断書添付の上「遡及希望」で申請受け付けする。

※年金証書等写しによる更新はコロナ特別対応の対象ではありません。

沖縄県保健医療部地域保健課

精神保健班 宮里

TEL：098-866-2215

E-mail：miyazas@pref.okinawa.lg.jp